

今後も安心して
医療を受けられます



12月2日から、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。移行後は、次の方法でこれまでどおり医療を受けられます。

●マイナ保険証をお持ちの方：マイナ保険証の利用により医療を受けられます。

●従来の健康保険証をお持ちの方：健康保険証の有効期限までは、従来の健康保険証を利用できます。

※有効期限後は、「資格確認書」が交付され、これまでどおり医療を受けられます。

令和6年TOKYO交通安全キャンペーン
～世界一の交通安全都市TOKYOを目指して～



このキャンペーンは、都民一人ひとりに交通安全意識の普及・浸透と、年末期の交通事故、飲酒運転の防止を図ることを目的としています。市内では、重大事故が発生しています。家族で年末に向け交通ルールを再度確認し、事故防止に努めましょう。

▽期間 12月1日(日)～7日(土)
▽推進重点項目
●高齢者をはじめとする歩行者

●新規加入や再発行をする方でマイナ保険証をお持ちでない方：「資格確認書」が交付され、これまでどおり医療を受けられます。

▽問合せ

●国民健康保険：保険年金課国民健康保険係

●後期高齢者医療制度：保険年金課後期高齢者医療係

●その他の健康保険：加入している健康保険にお問い合わせください。

国民年金保険料は
社会保険料控除の対象です

所得税や住民税の申告では、その年に支払った国民年金保険料が社会保険料控除額として課税所得から控除され、税額が算定されます。自身の国民年金保険料のほか、家族の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合にも控除することができま

す。税法上、有利な国民年金は、老後だけでなく、不慮の事故など、万が一の時に心強い味方となります。保険料は納め忘れないようにしましょう。

社会保険料(国民年金保険料)
控除証明書が送付されます

年末調整や確定申告で社会保険料控除を受けるには、納付した保険料額の証明が必要です。今年、国民年金保険料を納付(過去の保険料を含む)した方へ「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が日本年金機構から送付されます(送付時期は表を参照)。

※控除証明書の証明日以降に納付した保険料がある場合は、控除証明書に加え、追加分の領収証書を申告書に添付してください。

▽問合せ

●ねんきん加入者ダイヤル(☎0570・003・004)
●青梅年金事務所(☎0428・30・3410)
●保険年金課年金係

表

	対象者	送付時期
①	令和6年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方	令和6年10月下旬～11月上旬
②	令和6年10月1日から12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方（①は除く）	令和7年2月上旬

外国人学校に通学している
児童・生徒の保護者に
授業料の一部を補助します

▽対象

外国人学校(学校教育法に規定する各種学校のうち、義務教育年齢に該当する外国人を対象として教育を行う学校)に通学している児童・生徒(平成21年4月2日から平成30年4月1日までに生まれた方で、住民基本台帳に記録されている外国人住民の方)と同一の世帯に属する保護者(住民基本台帳に記録されている外国人住民の方)

▽期日 令和7年3月5日(水)まで

マールボロウ市友好訪問団受入事業と中学生海外派遣事業に参加した児童・生徒による体験などを報告します。一般の方の入場も可能です。



▽対象経費 児童・生徒が外国人学校に在籍した期間、保護者が納入した授業料の一部
▽補助金額 児童・生徒1人につき月額2千円
▽問合せ 教育総務課教育総務係(直通558・2406)

耐震改修などをした住宅の
固定資産税を減額します

耐震改修をした住宅
(耐震改修特例)

令和8年3月31日までに耐震改修工事をした住宅で次の要件を満たす場合、120平方メートルを限度に翌年度分の家屋の固定資産税の2分の1(改修工事を行ったことで、認定長期優良住宅に該当することとなった場合は、3分の2)を減額します。

▽対象

●省エネ改修工事で、補助金などを除く自己負担額が次のいずれかに当てはまる住宅
*窓(必須)、床、天井、壁の断熱改修に係る工事が60万円以上
*窓(必須)、床、天井、壁の断熱改修に係る工事が60万円以上
*窓(必須)、床、天井、壁の断熱改修に係る工事が60万円以上

●耐震改修工事で、1戸当たり50万円を超える費用が掛かった住宅
●昭和57年1月1日以前に建築された住宅
※併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上

省エネ改修をした住宅
(省エネ改修特例)

●平成26年4月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)
※併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上
※住宅床面積が50平方メートル以上2

▽日時 12月21日(土) 午前10時～正午(予定)
▽場所 秋川ふれあいセンターふれあいホール
※事前申込み不要。当日、会場にお越しください。

▽定員

入場希望者多数の場合は、人数制限をすることがあります。

▽費用 無料
▽問合せ 生涯学習推進課生涯学習係(直通558・2438)

都市計画審議会の開催

▽日時 12月23日(月) 午後3時
▽場所 市役所別館第1会議室
▽付議予定案件 秋多都市計画生産緑地地区の変更について

80平方メートル以下

※耐震改修特例を受けている年度は、適用を受けることができません(バリアフリー改修特例の適用は、同時に受けることができます)。

バリアフリー改修をした住宅
(バリアフリー改修特例)

令和8年3月31日までにバリアフリー(居住安全)改修工事をした住宅で次の要件を満たす場合、100平方メートルを限度に翌年度分の家屋の固定資産税の3分の1を減額します。

▽対象

●バリアフリー改修工事(廊下の拡幅、手すりの取り付け、階段の勾配の緩和、床の段差の解消、浴室の改良、引き戸の取り替え、便所の改良、床表面の滑り止め化)で、補助金などを除く自己負担額が50万円を超える費用が掛かった住宅

▽傍聴者数 10人以内(会議開催の30分前に傍聴希望者が10人を超えた場合は抽選)
▽問合せ 都市政策課(直通558・2026)

公共下水道事業計画
変更図書の縦覧



縦覧内容 下水道法と都市計画法に基づく事業計画期間の延伸

▽縦覧期間 12月11日(水)～25日(水) 午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜日を除く)
▽縦覧場所・問合せ 生活排水対策課(市役所3階)

経過した住宅(賃貸住宅を除く)

●次のいずれかが居住する既存の住宅
*65歳以上の方(工事が完了した翌年の1月1日現在)
*要介護認定が要支援認定を受けている方

*障がいのある方
※併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上

※住宅床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下
※新築住宅特例や耐震改修特例を受けている年度は、適用を受けることができません(省エネ改修特例の適用は、同時に受けることができます)。

※適用は、1回限り
※改修後3か月以内に申告書を提出してください。
※申告に必要な書類などは、市ホームページをご覧ください。ただ、お問い合せください。

▽問合せ 課税課家屋資産税係